

政令第二百四号

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複

合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令

内閣は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項並びに特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第四十一条第二項第一号へ（同法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第二号イ(6)（同法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第五十条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に、「又は」を「、同法第五

十三条第二号に規定する罪（児童である客に対する同法第二十二條の二各号に掲げる行為に係るものに限る。）、「同法第五十三條第七号に規定する罪（児童の紹介を受けた場合における財産上の利益を提供し、又は提供させる行為に係るものに限る。）又は」に、「第五十六條」を「第五十七條第一項」に改める。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第二条 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三十九号中「第五十六條（同法第四十九條及び第五十條第一項）を「第五十七條第一項（第二号（同法第五十三條から第五十六條までに係る部分に限る。））」に、「に限る」を「を除く」に改め、同條第二項第四十号中「第五十條第一項又は第五十六條（同法第四十九條及び第五十條第一項）を「第五十條、第五十一條第一項又は第五十七條第一項（第二号（同法第五十三條から第五十六條までに係る部分に限る。））」に、「に限る」を「を除く」に改める。

附 則

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第

四十五号)の施行の日から施行する。

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、都道府県公安委員会がインターネット異性紹介事業者に事業の停止を命ずることができる事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪を追加する等の必要があるからである。